

罰則規定について

対象となる違反行為	罰則
<p><u>不法投棄・不法焼却(未遂も含む)</u> <u>無許可営業、無許可施設設置</u> <u>許可の不正取得</u> 事業停止命令違反、措置命令違反 委託違反 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理基準違反 など</p>	<p>5年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこれらの併科 * 下線は、法人重課の対象であり、法人に対して、 1億円以下の罰金刑(※)</p>
<p>委託基準違反、再委託基準違反、 施設の改善・使用停止命令違反、改善命令違反 施設の無許可譲受・借受、 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(予備罪) など</p>	<p>3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこれらの併科</p>
<p>欠格要件に該当した場合の届出違反 使用前検査の受検義務違反 マニフェスト義務違反 など</p>	<p>6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金</p>
<p>帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、 報告徴収の拒否・虚偽報告 立入検査・収去の拒否・妨害・忌避 など</p>	<p>30万円以下の罰金</p>

※ 法人重課:両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反した行為者よりも高くすること。

産業廃棄物適正処理推進センターの支援

平成9年6月の廃掃法改正により、産業廃棄物の適正処理確保のための事業者の自主的な活動を推進することを目的として指定した法人であり、産業廃棄物適正処理推進基金の運営等を行っている。

不法投棄等の不適正処分

【廃棄物処理法上の処理基準（法第12条第1項又は法第12条の2第1項）に違反する処分】

生活環境の保全上の支障又は生ずるおそれ

都道府県知事等による措置命令（支障の除去等を命令）

【法第19条の5：処分者、委託基準違反の排出事業者等】 【法第19条の6：注意義務違反の排出事業者等】

（原因者による支障の除去等がなされない場合）

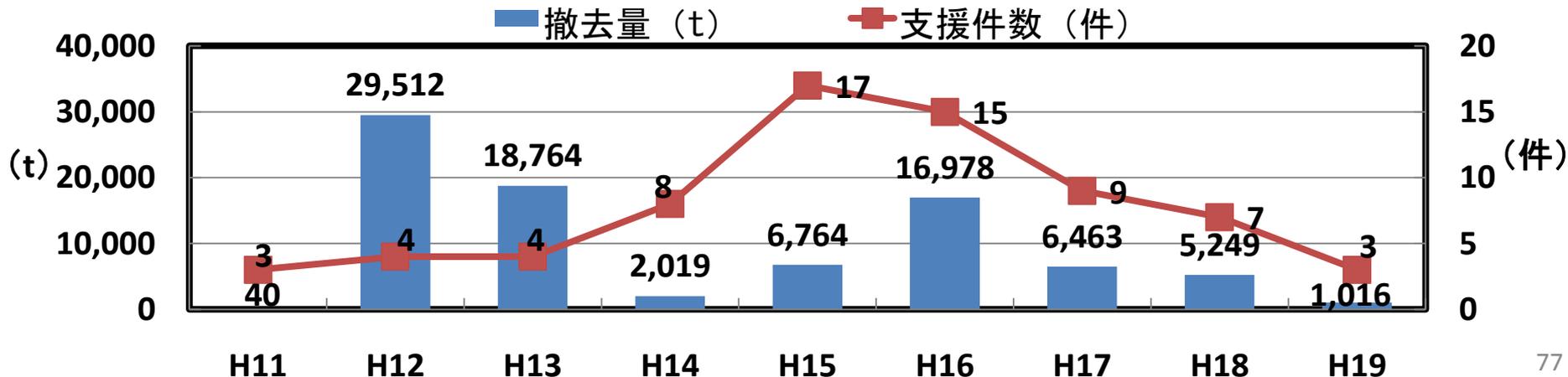
原因者による支障の除去等

都道府県等による行政代執行（知事等の裁量。費用は原因者に求償）
【法第19条の8】

↓（都道府県等が要した費用について支援）

産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援（改正法施行（平成10年6月）以降のもの）

産業廃棄物適正処理推進センターによる支援の実績



多量排出事業者処理計画制度の概要

平成3年改正

- 事業者に対して都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示

平成9年改正

- 事業者の作成する処理計画に関して、廃棄物の減量の視点が明確に

平成12年改正

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン(特管産廃は50トン)以上の事業場を設置している排出事業者に、処理計画の提出・計画の実施状況の報告を義務付け
- 都道府県知事は、計画及びその実施状況について、1年間公衆の縦覧に供する方法で公表

処理計画の基準

- 当該事業場の事業概要を記載すること
- 以下の事項を定めること
 - ・ 計画期間
 - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
 - ・ 排出抑制・分別・再生利用・処理に関する事項
- 以下を記載した処理計画書を添付すること
 - ・ 前年度の産業廃棄物発生量
 - ・ 以下の本年度の目標量
 - ① 産業廃棄物発生量
 - ② 自己直接再生利用量
 - ③ 自己直接埋立処分・海洋投入量
 - ④ 自己中間処理量
 - ⑤ 自己中間処理残さ量
 - ⑥ 自己中間処理後の再生利用量
 - ⑦ 自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量
 - ⑧ 直接委託・自己処理後委託処分量

実施状況報告

- 以下を記載した処理計画実施報告書を提出すること
 - ・ 産業廃棄物発生量の目標
 - ・ 処理計画の以下事項の実施状況
 - ① 産業廃棄物発生量
 - ② 自己直接再生利用量
 - ③ 自己直接埋立処分・海洋投入量
 - ④ 自己中間処理量
 - ⑤ 自己中間処理残さ量
 - ⑥ 自己中間処理後の再生利用量
 - ⑦ 自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量
 - ⑧ 直接委託・自己処理後委託処分量

※ 処理計画は6月30日までに提出

※ 実施状況報告は、翌年度の6月30日までに提出

多量排出事業者処理計画・実施状況報告書の提出状況

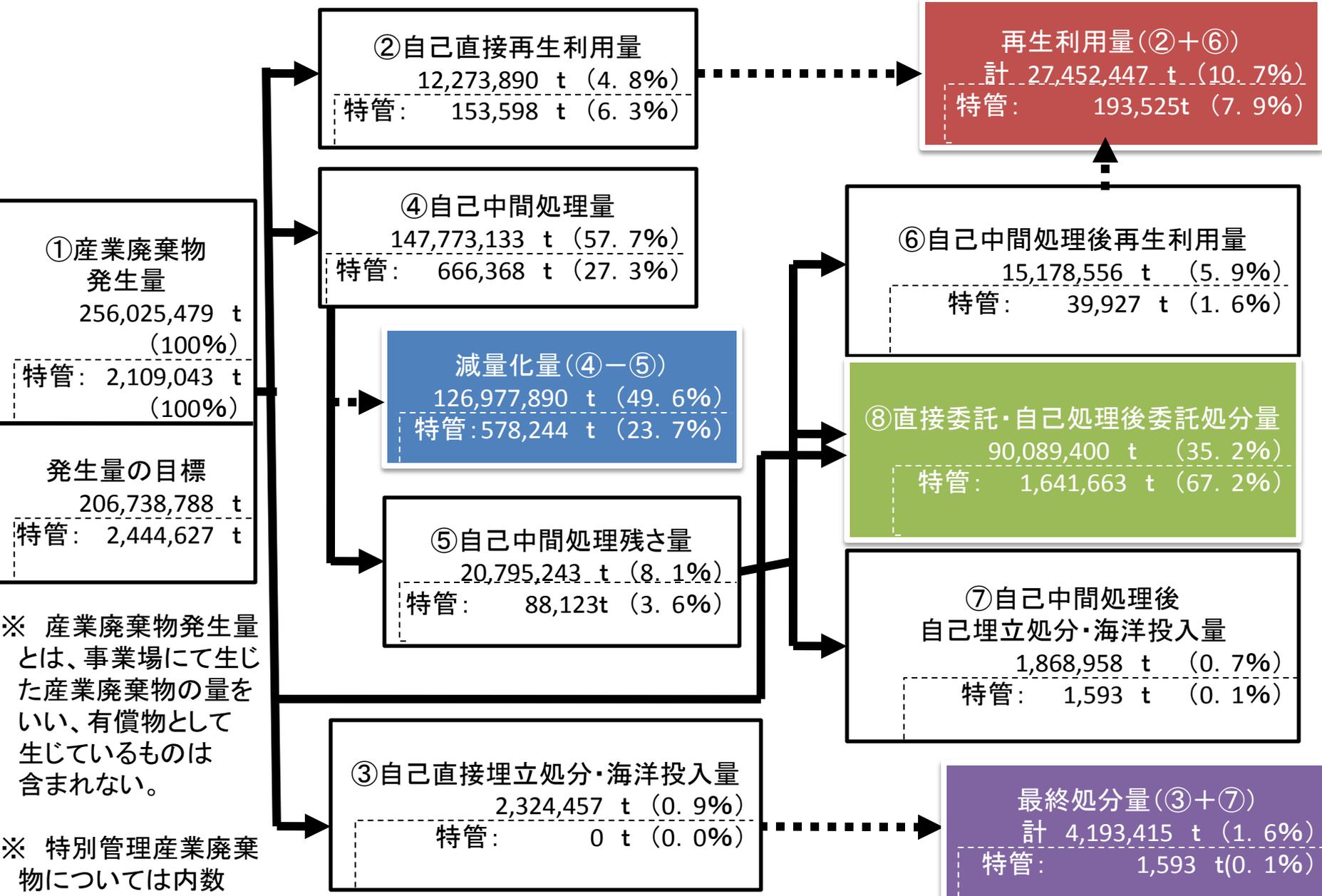
業種	処理計画の提出事業場数	実施状況報告書の提出事業場数
農 業	22	22
林 業	0	0
漁 業	0	0
鉱 業	50	49
建 設 業	4328	4386
製 造 業	4703	4700
電気・ガス・熱供給・水道業	876	872
情報通信業	53	56
運 輸 業	13	13
卸売・小売業	12	13
飲食店・宿泊業	0	0
医療、福祉	552	545
教育、学習支援業	10	11
複合サービス業	5	5
サービス業(他に分類されないもの)	60	55
公 務	67	68
そ の 他	9	9
合 計	10760	10804

(平成17年度実績。事業者からの報告の集計値のため、各値に差異が生じている。)

多量排出事業者の業種別産業廃棄物発生量等

業種	発生量の目標	計画の実施状況							
		①発生量	②自己直接再生利用量等	③自己直接埋立処分量等	④自己中間処理量	⑤自己中間処理残さ量	⑥自己中間処理後再生利用量	⑦自己中間処理後自己埋立処分量等	⑧直接委託・自己処理後委託処分量
農業		308,729	1,300	200	281,515	66,358	65,358	0	20,113
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	2,413,207	2,407,713	31,670	244,079	2,047,934	700,432	601,068	123,530	54,562
建設業	32,320,614	32,569,199	407,828	227,794	2,735,020	1,603,715	1,978,746	23,142	28,736,489
製造業	110,961,495	157,207,159	11,758,290	311,713	91,793,253	16,218,200	12,060,053	1,640,727	49,619,374
電気・ガス・熱供給・水道業	58,478,828	61,475,695	197,373	1,531,595	48,517,470	1,927,736	382,236	81,515	11,663,005
情報通信業	68,843	86,814	0	0	0	0	1,250	0	85,564
運輸業	15,540	130,643	948	0	113,257	109,518	109,285	0	16,663
卸売・小売業	193,055	167,796	0	0	112,633	8,858	64	0	50,023
飲食店・宿泊業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療、福祉	165,487	196,795	0	0	14,969	2,930	1,001	0	180,997
教育、学習支援業	1,935	2,253	0	0	477	167	0	0	1,942
複合サービス業	18,259	18,129	0	0	13,172	604	0	0	5,561
サービス業(他に分類されないもの)	239,834	296,034	28,899	9,076	243,109	36,817	7,534	1,638	70,556
公務	3,607,352	3,558,293	0	0	2,537,025	200,576	4,661	0	1,217,400
その他	37,202	44,855	1,180	0	29,666	7,457	7,227	0	8,817

多量排出事業者の産業廃棄物発生量等のフロー

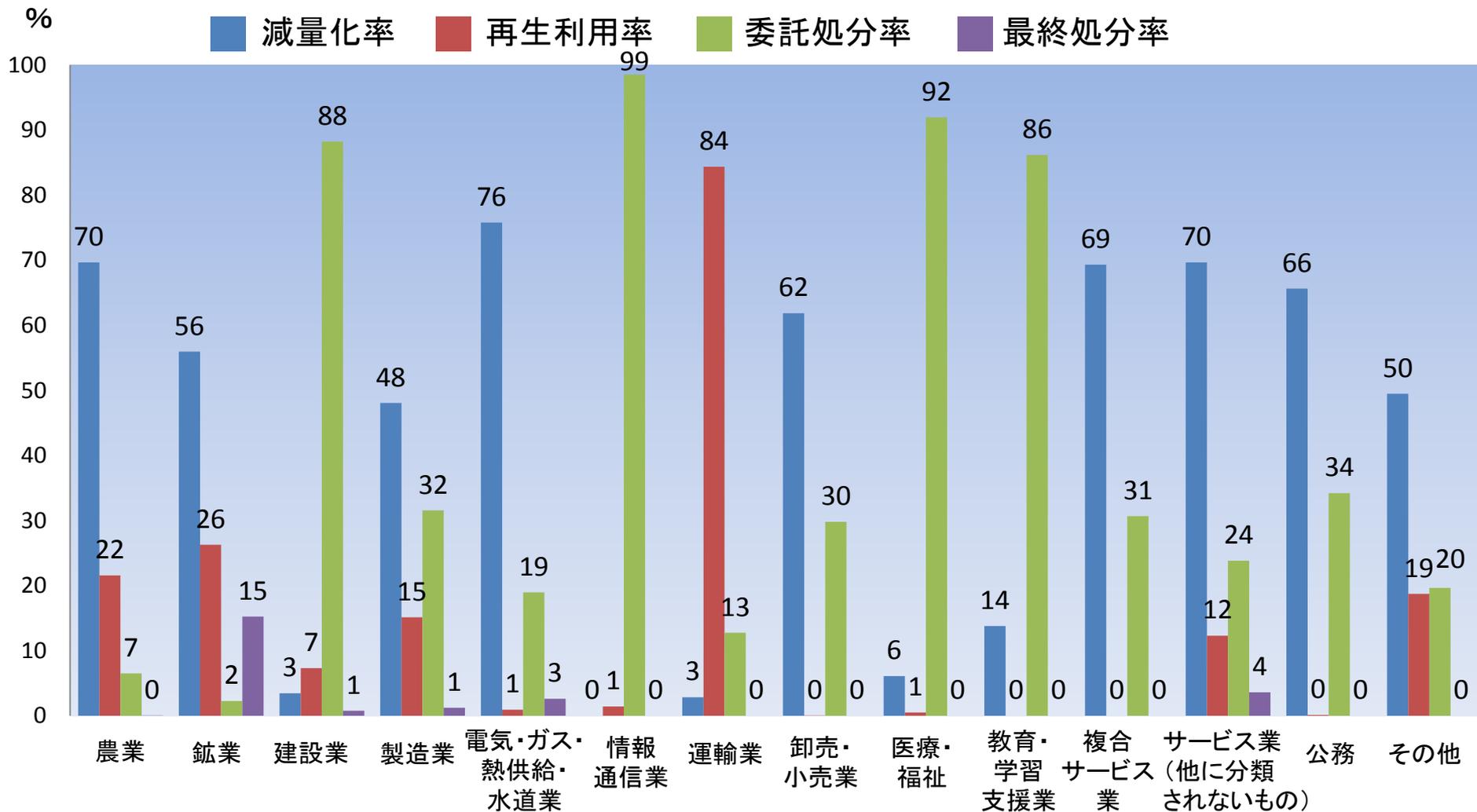


※ 産業廃棄物発生量とは、事業場にて生じた産業廃棄物の量をいい、有償物として生じているものは含まれない。

※ 特別管理産業廃棄物については内数として示している。

実施状況報告書に基づく業種ごとの減量化率、再生利用率等

平成17年度実施状況報告 提出数:10804
 平均減量化率:49% 平均再生利用率:11% 平均委託処分率:35% 平均最終処分率:2%



(注1) 減量化率 : 産業廃棄物発生量のうち、自己中間処理量から自己中間処理残さ量を除いた量の割合。
 (注2) 再生利用率 : 産業廃棄物発生量のうち、自ら再生利用した量の割合。委託後の再生利用量は含まない。
 (注3) 委託処分率 : 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、他社に処理委託した量の割合。
 (注4) 最終処分率 : 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、自ら埋立処分又は海洋投入した量の割合。委託後の最終処分量は含まない。 82

再生利用認定制度

制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
- ・処理施設の設置が非常に困難



- ・再生利用の大規模・安定的な推進



生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要

認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目

廃ゴム製品
廃プラスチック類
シリコン汚泥
廃肉骨粉
廃木材（一廃）
建設汚泥（産廃）

【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物

（バーゼル規制対象物）

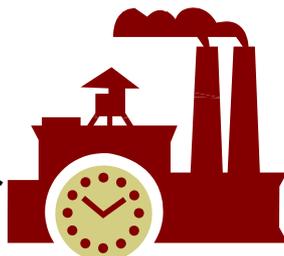
非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

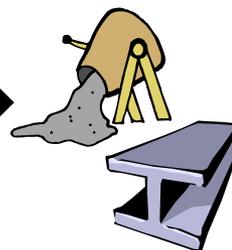


原材料として投入



生産設備等
（製鉄所、セメントキルン等）

再生利用

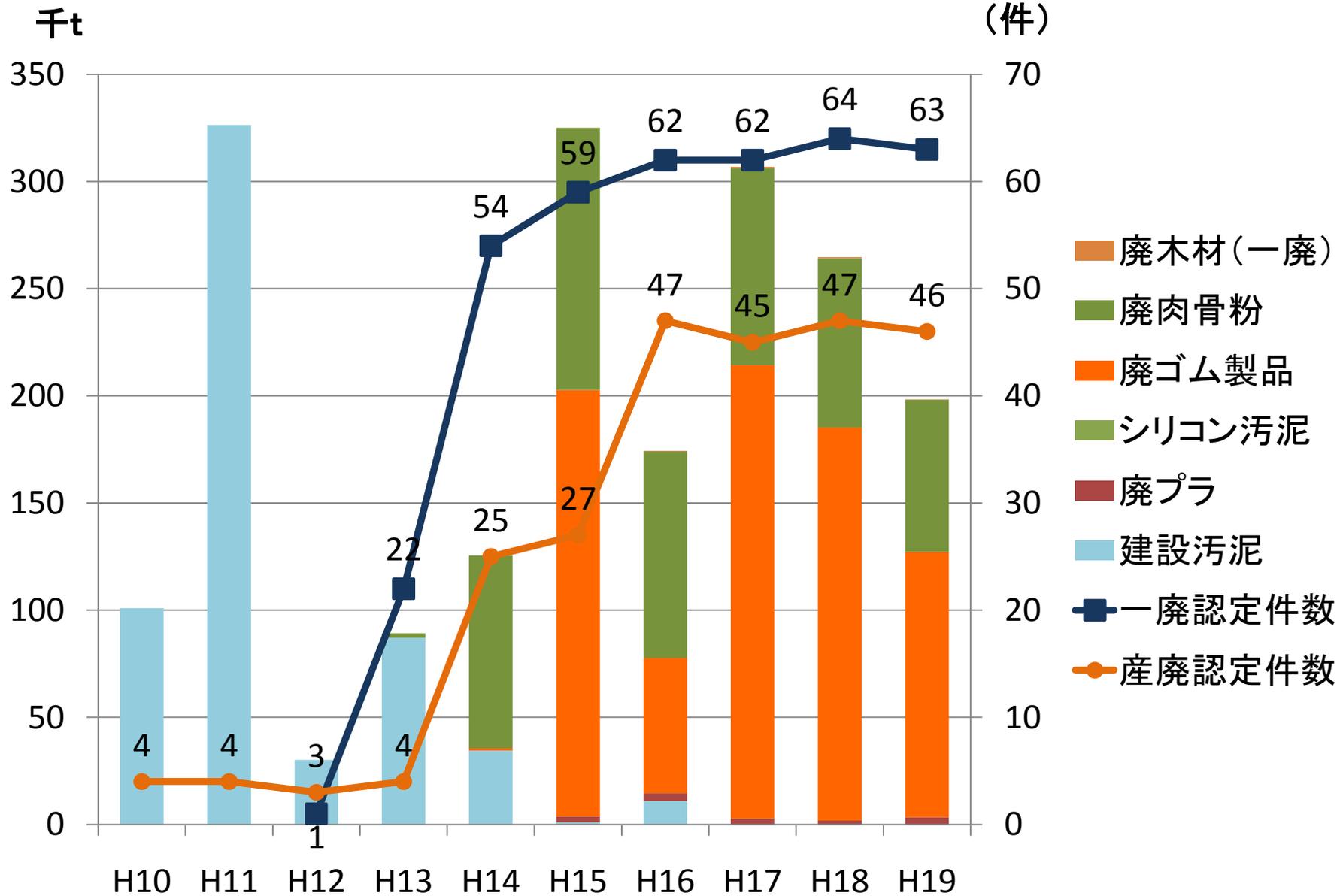


製品（鉄、セメント等）

認定実績（H21年4月末）

一般廃棄物：63件
産業廃棄物：48件

再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



広域認定制度

制度の趣旨・背景

- ・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの（製造事業者等）が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。
- ・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

制度の概要

認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

認定品目

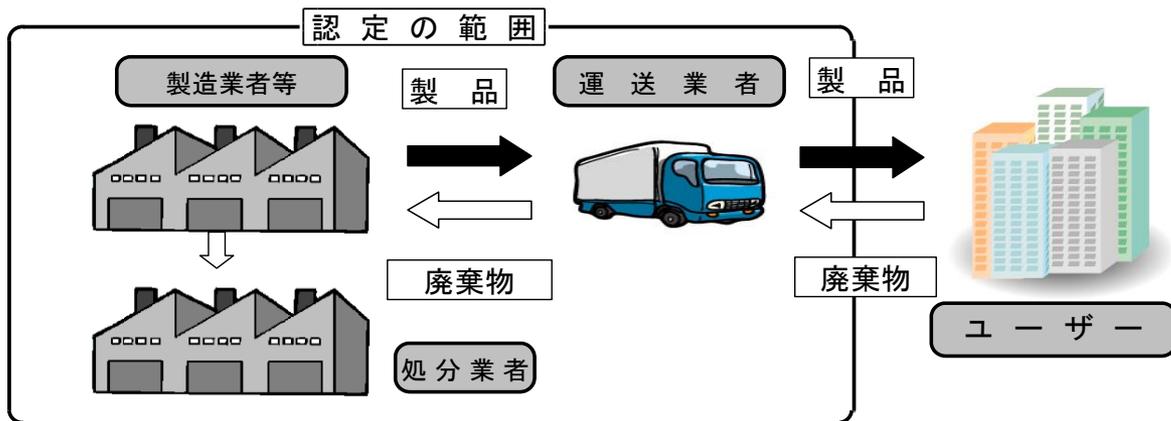
一般廃棄物: 品目を限定

廃スプリングマットレス、廃消火器、廃開放型鉛蓄電池等

産業廃棄物: 品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・自動二輪車、建築用複合部材等

概念図



認定実績 (H21年4月末)

一般廃棄物: 73件
産業廃棄物: 167件

広域認定制度における報告書

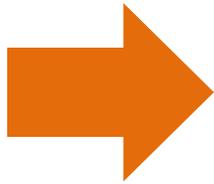
広域認定を受けて行う処理の内容が、認定基準である、
廃棄物の減量・適正処理が確保されているものであることを確認する必要



広域認定を受けた者は、毎年、前年の処理に関して、廃棄物の種類ごとに
一定の事項を記載した報告書を提出しなければならない

報告書の内容

1. 氏名・名称、住所、法人代表者
2. 認定年月日、認定番号
3. 申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
4. 再生を行った場合は、再生品の種類ごとの数量
5. 熱回収を行った場合は、熱回収により得られた熱量



製品の性状・構造等を熟知している製造事業者等が処理を担うことにより、製品設計への反映等も含め高度な再生処理等を行うことができるという制度趣旨の下、どのように処理・製品設計への反映等が行われたが明らかでない。

広域認定制度の認定件数と処理量の推移

一般廃棄物

産業廃棄物

